

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第28号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、<u>教養部長及び専攻科長</u>を置き、それぞれ教授をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 専攻科長は、上司の命を受けて、専攻科に属する事務を掌理し、専攻科に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>9～12</u> 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 大学に、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長<u>及び教養部長</u>を置き、それぞれ教授をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>8～11</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。